

第1-2部 パネルディスカッション

【横田】

会場の皆さんにたくさんの質問を寄せてくださいましたことについて、感謝申し上げます。

まず最初に、菅原さんへの御質問です。質問の内容は、「加害者が体罰を行ったことを認めないと話が進展しないのではないのでしょうか。そして、解決も見付けられないのではないのでしょうか」というものと、「加害を認めない親や子どもの対応をどう進めていったら良いのでしょうか」というものです。菅原さんの立場そしてこれまでの経験から御回答いただけますでしょうか。

【菅原】

加害者が加害の事実を認めないというのは、弁護士が常日頃遭遇している場面です。我々は証拠を固め訴訟に持って行く、証拠を固め刑事告訴をする、といったように、様々なパターンを取っております。

日本スポーツ振興センターという組織がございまして、昨年条文の一部が改正されました。これはスポーツ基本法に伴うものなのですが、現在スポーツ体罰をなくすための仕組みを作っている最中です。東京・大阪・名古屋、そしてその他の都市でも、人権相談的な窓口を作っていこうという話になっています。

そのポイントとなっているのが、スポーツにおける体罰の被害を受けた選手、これには子どもだけでなく大人も含まれますが、その人たちがどうしたら救われるのか。まずは、そういった人たちの話を聞くというところから出発するのだらうと思います。

体罰の被害があったことを認めるか否かについては、対応した弁護士の判断になるのだらうと思います。

刑事事件と違って、現実に犯罪を行ったというわけではありませんので、自白を勧めるということとはほとんどありません。以上です。

【横田】

今の点については、また後で出てくるかもしれませんが、次の質問に移らせていただきます。

次は、吉田さんへの御質問です。「いじめや虐待が、社会の病気であり、その解消に向けて、社会全体で取り組む必要があるとの指摘は同感である。こういった問題の解消のために、各種メディア、特にテレビは大きな役割を果たすものであると考えるが、バラエティ番組などを見ていると大人としての見識が疑われるような場面が多々あると感じている。そこで、児童虐待とメディアとの関係性について意見を聞かせてほしい」吉田さん、よろしく願いいたします。

【吉田】

ちょうど今、「明日、ママがいない」¹という、児童養護施設を舞台にしたテレビドラマが物議を醸しています。児童虐待に関わる学会も声明を出すことを検討していたり、全国児童養護施設協議会や全国里親会が抗議の声明を出しました。私は、これまでに放送された最初の2話について、どちらも見てはいないのですが、見た人から話を聞いてみると、内容的には、現実離れたストーリーが展開されているとのこと。人々の中には、社会に児童養護施設のことを広く知ってもらうきっかけになっているのだからいいじゃないか、最後まで見ないといいか悪いかの結論が出せないじゃないか、という人がいるようですけれども、私はそうは思わないんです。脚本家の意図として、制作者の意図として、

1 2014（平成26）年1月から放送されている日本テレビ制作のドラマ。児童養護施設を舞台に、様々な事情で親と離れた子どもたちの目線から「愛すること」・「愛されること」をテーマにしたドラマ。

伝えたいことがあるというときに、そのようなストーリー展開でなければいけないのか。そのような筋立てが果たして自分の言いたいことを表すために必要なかどうか、ということを考えるべきなのではないでしょうか。ましてやそれによって、子どもたちが傷ついているとすれば、それはやはり適切ではないということで、きちんと抗議をすべきだろうと思っております。

逆に言えば、ここでマスメディアがきちんとした対応をして、状況を踏まえたドラマ作りをしているということであれば、子どもたちにとってとても大きな力になっていくはずですので、そういった方向でメディアの力を使っただけならばと思っておりました。ですので、今回の件はとても残念です。

もう一つ、メディアの影響という点では、ドラマなどの中で体罰を肯定的に扱っている、特に親による体罰というのが平気で描かれているんですね。また、バラエティ番組の中で頭を叩くシーンがよく出てきますけれども、ああいった暴力を簡単に表現してしまったり、またそれを笑いで流してしまっている。これは番組を見ている我々の中にそうした暴力や体罰を容認するという意識を植え付けてしまうでしょう。また、これは小森さんの方のお話になるかと思いますが、遊びとしての暴力が実はいじめにつながるということにもなりかねないとすれば、やはり多くの人々が触れる機会が多いメディアから、暴力は望ましくないんだということを普段からきちんとメッセージとして伝えていく必要があると思えます。

同じように、DVもジェンダー意識と結び付いて、男は強くなければいけないと、力で女性を支配するというような、そんな誤ったマッチョ意識が映画の中で多く見受けられます。それがDVの大きな原因の一つになっているという指摘もあるということからしますと、マスメディアの責任はとても大きいと思っております。

【横田】

ありがとうございました。もう一つ吉田さんへの質問があります。

「子どもの権利条約²について、どのように考えたらいいでしょうか」という質問です。

【吉田】

今回のシンポジウムのテーマから考えますと、子どもの権利条約の持つ意味はとても大きいと思えます。虐待に関しても、虐待防止に取り組むべき国の責任に言及されておりますし、虐待された子どもの心身の回復のための施策を講じるとか、施設で暮らす子どもに対する特別な配慮等が権利条約で規定されております。その他、様々な内容が盛り込まれておりますが、子どもの権利条約をどう広めるか、どう理解をするかという時に、子どもに対してどうするかという以前に、大人が子どもの権利条約をどのように受け止めるかということが問題なのですね。私のこれまでの経験の中で、地方自治体において子どもの権利条例を作るに当たって、お手伝いしたことがあります。その過程で、子どもの権利を認めるとわがままを助長することになるから、子どもの権利条例を作ることには反対だという大人の方の話を何回か聞いたことがあります。そのような意識が大人の側にある以上、子どもの権利条約の受け入れというのは難しいものがあると思えます。

例えば虐待されている子どもが誰にも相談できず、親から日々つらい目に遭わされている。そして場合によっては、その子ども自身が解離症状で人格障害になってしまう、そのような子どもが今置かれている状況を考えれば、決してわがままとかいう問題ではないのです。命に関わるような問題から子どもが守ってもらうという当たり前のことを条約は規定しているだけなんです。そうした内容のもの、そうした性格のものであるということ、まず大人がきちんと正確に理解しないと、子どもの権利、また子どもの権利条約の普及は、非常に難しいのではないかと思います。

そして、子ども自身に子どもの権利について、また権利条約について知ってもらうという時に、単

2 正式名称は「児童の権利に関する条約」。児童（18歳未満の者）の権利について定められている国際条約。1990（平成2）年9月発効。日本では1994（平成6）年5月22日から効力が発生した。

なる知識として、入試に出るとか、定期試験の範囲だとかいうことではなく、自分自身の権利なんだ、自分自身が使うことができる条約なんだ、という視点で教える必要があります。そうでないと、子どもは単にきれい事にしか過ぎないんじゃないかということでは終わってしまうのではないのでしょうか。

私が以前関わったことの中に、子どもの権利条約について学校で学ぶための教材作りに、子どもたちに参加してもらったことがあります。自分たちはこの問題についてどういう時につらいと思うのか、どのような内容にしてほしいのか、といった子どもの意見を聞きながら、まとめていきました。このように、教材を作ったり、イベントを企画したりといったことを、当事者としての子どもの意見を踏まえながら進める。それが、権利条約の普及という部分で、とても大事ではないかと思っております。

【横田】

ありがとうございます。子どもの権利条約は、実は私の専門である国際人権法という分野でも扱われておりまして、吉田さんの話と重なる部分があるかもしれませんが、私の方でちょっとコメントさせていただきます。今の吉田さんのお話に加えて、子どもの権利条約は子どもというものを扱っているために、ほかの人権条約と比較していろいろな点で配慮されていて、丁寧に分かりやすく書かれています。一番大きな点は、子どもは実は自分で自分の権利を認識して、それで、裁判所に訴えるなり、どこか人権の相談所に訴えるなりっていうことができる立場にはないわけですね。自分がそういう権利を持っているっていうことを知らない子どもたちがほとんどです。条約の中には、まず、先ほどおっしゃられた、大人が子どもの権利をどう理解してどう尊重するかということが非常に大事であるということが書かれています。

子どもは自分で何もかもできるわけではありません。自立しているわけでもありません。しかし、一個の人間としては、大人と同じように尊厳を持っている、ということが書いてあるんですね。一個の人間として大切な存在だということ。それから、同時に大人が持っているのと同じような、ものを考える自由、あるいはそれを口で表現する自由、そういうものは、子どもたちも持っていますよということが書いてあります。これが第一の点ですね。

それから第二の点は、子どもは発達の度合いによって自分がやりたいこと、そしてやれることが分かっていないので、それに合わせて大人は子どもに適切に対応しなければならないということです。条約の中に、親の権利として、教育の面における適切なしつけが記載されている。また、学校におけるしつけ、これも学校の権利として認められているんですね。つまり子どもが自由勝手にすればいいということが書いてあるわけではないのです。しかし、発達段階に応じて子どもの人格は尊重しなければいけないということが書いてある。これが非常に重要な点だろうと思います。

このように、子どもという、大人と同じ人間なんですけれども、成長過程にある、そして生まれてすぐには自分では何もできなくて、人に頼らざるを得ない存在、それが少しずつ自立に向かっていくプロセスにいる存在だということをつまえた内容になっています。日本はこの条約を批准していますので、やはりこういうことをきちんと守っていく必要があるのだろうと思います。

それでは、菅原さん、弁護士として子どもの権利条約についてこれまで関わったことがあれば、お話を聞かせていただければと思いますが、いかがでしょう。

【菅原】

私自身が子どもの権利条約について直接関わったということはないのですが、横田さんの話を聞いて、スポーツに関連してお話ししたいと思います。子どもの指導を行っている時、一番大切なのは「子どもにルールを守らせる」という言い方を必ずするんです。一番大事なことは、スポーツ少年団のような小学校低学年の子どもについては、コーチ、スポーツ指導者自身がルールであると言います。子どもたちがいる場面では、仮に赤信号の横断歩道に差し掛かって、車が通ってなくて事故が起こることはあり得ない状況であっても、子どもと一緒にいる時には渡るなど。禁煙と書いてある場所について、子どもが禁煙という言葉を読めなくても、そこでは煙草を喫うなど。それは、先生自身が、指導者

自身が子どもにとってルールだということなんです。ルールを守ろうと子どもたちに伝えるのならば自ら実践する。ところが、子どもたちが中学生ぐらいになった時に、相手のチームがルール違反をしている場面に遭遇した場合、間違っただけをやっているのに、うちのコーチ、うちの監督はなんの抗議もしないのか、長いものに巻かれろ、唯々諾々³としているのかとなったのでは、ルールを守ったことにならないんです。つまり、その発達段階に応じて、「スポーツルール」をどう守るかということを引きつけていく。これが一番のポイントであろうと私は思っています。

【横田】

ありがとうございます。それでは次に、小森さんへの質問です。「個人的な質問になりますが、小3の男児を持つ母です。私は子どもが学校でいじめを受けた時、あるいはいじめを受けたと相談をされた時、これは言葉の暴力なんですけれども、嫌なことを言われたら、言った相手に自分がどんなに悲しくてつらい気持ちかを伝えたらどうかと言いました。それは軽い気持ちで人が傷つく言葉をしてしまう子どもが多いと、日頃から感じていたからです。自分が言った言葉が相手の心をどんなに傷つけるかを知ってもらいたいという気持ちで、子どもにそう伝えましたが、これは自分の子どもに無理をさせてしまうことになるのでしょうか。どのように子どもに言ってあげれば良いのでしょうか」という非常に具体的で、同時に大事なポイントを突いた御質問です。

【小森】

私個人としては通常相談はお受けしていませんが、それでも（ジェントルハートプロジェクトの）ホームページなどに電話番号やメールアドレスを公開しているので、様々な相談が来たり、私のところに直接私に相談しに来てくださることがあります。その時、ほとんどの方が、大人も子どもも、同じ言葉から話し始めるんですね。「あの、いじめってほどじゃないんだけど……」とか、「大したことじゃないんだけど……」というふうに、これから話す内容のことを小っちゃく小っちゃく言おうとするんですね。そして話を聞き始めると、とてもひどいいじめを受けていて、ほろほろになっているというような場合がほとんどです。お子さんが言葉の暴力を受けているんだということを話してくれるわけですね。そして、「よく言ってくれたね」と、話を受け止めます。最初に話したことが全てなのか、それとももっと話に裏があるのかというところを引き出すためにも、「よく話してくれたね」という受け止め方がすごく重要なんですね。

そして、子どもから相談を受けた大人がつい言うてしまうことがあります。いじめている相手に対して「嫌だって言えばいいじゃない」とか「その子どうせ変わらないよ、割り切りな」といった、こうあるべきということをつい言うてしまう。これは、大人の勝手な“あるべき論”なのですね。どうして相談しに来たかって言ったら、嫌だと言えないから相談しに来ているわけで、そこで割り切れと言われても、簡単に割り切れるものではありません。それが大人であれば割り切ることができる人もいるかもしれませんが、子どもの場合は割り切ることもできなくて、やっとの思いで相談しに来てくれているという認識の方が正しいと思うのですね。

私は子どもたちからいろいろな声を聞いています。そこで、子どもたちに「どうして嫌だって言えないの」と聞くと、圧倒的な恐怖を前にすると動くことができない、嫌だという言葉も怖くて言えない、と言うんですね。このように、圧倒的な恐怖を抱えて相談しに来てくれている子どもに対して、大人の“あるべき論”で返してしまうと、その子にとっては先が見えなくなってしまうということがある、という点を私はとても心配しています。

3 いいたくたく：物事の善悪・価値を深く考えることなく、簡単に相手の意見に従って言いなりになってしまうこと。他人の主張・要求に対して、自分の頭でしっかりと考えて判断せずに、盲目的にただその主張・要求に従ってしまうこと。

【横田】

小森さんに別の質問も来ています。「先ほどのお話の中で、いじめは虐待だと話されていましたが、それでは余り重みを感じられない、軽過ぎるのではないか。自分の観点では、いじめは暴行傷害であるとさえ考えています」という質問です。

【小森】

私は、いじめと暴行、虐待を別々のものであると考えているのではなくて、本当に心と身体への暴力を虐待であると定義したら、全てのものがここに含まれてくる。殴る、肉体を傷つけて血を流すということだけが虐待ではないし、心を傷つけるということだけが虐待でもない。そもそも、理由があれば人は人を傷つけてもよいのかという質問の答えを、まずは大人が見付ける必要があります。そして、肉体だろうが心だろうが、人は人を傷つけてはならない。全ての暴力を包含するという意味合いで、私は虐待という表現でよいと思っています。

【横田】

物事の重みをどう感じるかということですね。暴行傷害というのは刑事上の責任を問うような重大なことです。

ここで菅原さんにお聞きします。暴行傷害は、刑事事件の判例で言いますと、実刑判決が下るといふ状況になると思いますが、法律上、いじめ、虐待、さらには暴行傷害、どういうふう言葉の上で整理されていますか。

【菅原】

私自身は的確に整理はできていないというのが正直なところです。今回のシンポジウムのテーマは「子どもと人権」です。ですから、スポーツ体罰の活動に関連して、どこまで参考になるか分かりませんが、違う立場からお話をさせていただきます。

先ほどの小森さんのお話の中で、逆らえない恐怖というものがございました。これは、昨年大きく取り上げられた女子柔道強化選手15名による暴力告発問題⁴も同じことが言えます。これが話題になった時に記者会見を行ったのは、スポーツ法学会の大阪の仲間の弁護士でした。当時、全柔連（全日本柔道連盟）は大きな力を持ち、選手たちはパワーハラ⁵の恐怖の中にあっただと思われまます。告発した15人は名前を出すこともできなかつた。しかし、15人でまとまったことによって訴え出ることができた。その際、筑波大学准教授の山口香さん⁶や静岡文化芸術大学准教授の溝口紀子さん⁷をはじめとする、柔道家の先輩やメダリストに相談し、アドバイスをもらったからこそできたわけです。

つまり、相談するというのは当事者にとってはとても怖いことなのです。選手たちにとっては、自分が暴力を振るわれているのか、あるいはいじめなのか、虐待なのかは、絶対分かりません。

スポーツ界というのは、メダルを取るといった目標があつて、その中で先輩・後輩の力関係というのは強烈なものがあるのです。また、各競技団体の役員や指導者の力関係もまた違ったものがある。そういった環境の中で、選手たちが勇気を振り絞って訴え出ることができるかというのは、今スポー

4 2013（平成25）年1月29日、女子柔道の国際試合強化選手15名が、全日本女子ナショナルチーム監督をはじめとする指導陣による暴力行為やパワー・ハラスメントを訴えていたことが発覚した問題。同年2月1日に監督は暴力行為を認めて辞任した。

5 パワー・ハラスメント：一般的には、職場において、地位や人間関係で弱い立場の労働者に対して、精神的又は身体的な苦痛を与えることにより、結果として労働者の働く権利を侵害し、職場環境を悪化させる行為のこと。

6 やまぐち・かおり：元女子柔道選手、柔道指導者。現在は筑波大学大学院准教授、全日本柔道連盟女子強化委員。元筑波大学柔道部女子監督。

7 みぞぐち・のりこ：元柔道選手。バルセロナオリンピック女子柔道52kg級銀メダリスト。日本人女性初のフランス代表柔道チームコーチ（アテネ五輪）。フランス語が堪能で、スポーツ文化論の研究者。現在は静岡文化芸術大学准教授。

ツ界が直面している問題なのです。失礼かもしれませんが、子どもの問題以上に深刻かもしれません。そういう意味で、今日のこのシンポジウムに登壇させていただきました。

【横田】

ありがとうございました。今、菅原さんがおっしゃったことは、非常に大事な点だと思います。女子柔道界における男性の指導者による女性の選手たちへの暴力を告発した方たちというのは、子どもというよりも、もう大人になっている、あるいは大人になりかけている若い人たちです。そういう人たちが名前も出せない、一丸とならなければ出せなかったという、ゆがんだ上下関係の中で、これ以上我慢できないというところまで来て初めて問題提起している。そうだとすると、小学校の児童と先生あるいは中学校の生徒と先生の関係、あるいは家庭における親と子の関係などのように、もっと圧倒的な上下関係があるところはどうなるのでしょうか。そういった強い上下関係の中で、子どもに対して「いじめられているっていうことを話さない」と言っても、言えないのが普通であって、子どもから話が出てくるというのはよほどの時なんだというふうに考えざるを得ないというのが、私の受け止め方です。

このことについて、吉田さん、何かコメントをいただけますか。

【吉田】

子どもの権利救済を考えますと、例えば施設の中での体罰があった、いじめがあったとします。これは、学校で起きるいじめ以上に、子どもにとっては深刻な状態なんです。施設にいる子どもたちは、学校よりも長い時間ずっとそこにいるわけですから。ですので、もし体罰があったことを子どもが外部に漏らしたことがばれたら、子どもに対する暴力、体罰が更にひどくなるかもしれません。つまり、そのような状況にある子どもは、相談することだけでも命懸けなんです。だから子どもを守るということを、まず優先するのです。そして、先ほどもおっしゃっていたように、訴え出た子どもに対して、よく言ってくれた、その勇気すごいと思うよ、と言ってあげる。それと同時に、私たちがあなたを守るからね、というメッセージを伝えていくというのが、権利救済を行っていく上でのポイントかと思っております。

それからもう一つは、性虐待に遭った子どもは外部の人に相談することが大変難しい。そういった子どもに、お母さんに相談できなかったの？と聞くと、子どもながらに母親を裏切ったという気持ちを持っているとのことです。自責の念が出てきて、それによってさらに子どもが傷ついてしまう。だから、母親にも相談できない。一番信頼すべき人にすら話せないというのが、性虐待被害者なんです。ですので、子どもが自分の被害を外に対して訴えるというのは、それほど大きなことなのです。だからこそ、子どもの訴えを受け止める側としては、子どもの勇気をきちんと受け止めなければならない、大きな問題だと思います。

【横田】

今のお話も本当に大事な点だと思います。特にただ単に怖いという側面だけではなくて、逆に母親等に、自分に対する信頼を裏切りたくないという、母親を思うからこそ言えないという、そういう心理というのはやはり子どもの中にあるのだらうと思いますね。

次は、「いじめの傍観者を加害者と同罪とするような風潮があるようですが、これについてはどう思われますか」という質問です。小森さん、お願いします。

【小森】

いじめに関わっている人というのは、加害者、被害者、傍観者の3つぐらいに分けられると思います。私は、この3つとも、いじめに関わる被害者であると思っています。いじめている子もいじめられている子も傍観者も全部が被害者であると。いじめに関わって幸せになる人は一人もいないと思っていま

す。いじめられている人は正に被害を受けているのですが、中には昔誰かをいじめていて、やり返されているという場合もあります。いじめにおける立場が逆転する場合がありますね。ですから、いじめが起こった場合、どういう事態なのかというのをしっかりと正確に調べる必要があります。

そして、いじめの傍観者ですが、なぜ傍観者の子どもが被害者であるかと言いますと、昔のいじめと今の子どもたちの社会で行われているいじめの質、内容が大きく異なるからです。先ほども話がありました、子どもたちは圧倒的な恐怖を前にしたら、嫌だと言えない、動けないのですね。その圧倒的な恐怖とは一体なんなのかということ、大人たちは余り知らないんですね。友達がいじめられている、そんなことしちゃ駄目じゃないかと助っ人に入ったら、帰りがけにほこぼこと殴られるということは昔からあったかもしれません。しかし、今は殴らなくても、数人で羽交い締めにして、下着を脱がされて、裸の写真を1枚撮られてしまうと、その次の日から加害者グループの言いなりになるしかないわけですよ。そこで、大人がいよいよ裸の写真を撮られるぐらいは覚悟して友達を守ってあげなさい、私にはできますよ、などという大人はそうそういません。ですから、実はいじめの中に、性被害みたいなものが非常に増えている現実を、まず大人が認識することが重要だと思います。

当法人（ジェントルハートプロジェクト）の理事に篠原という者がいるのですが、その理事の息子さんは自殺したんですね。いじめられていた友達を守ろうと精一杯頑張りました。ところが、今度はその子がいじめのターゲットになったんですね。これは一般的に多くみられる流れです。ターゲットになった彼が何をされたかと言いますと、精神的ないじめ、肉体的ないじめ、性的ないじめ、いじめのフルコースを全部やられました。そして、彼の遺書の中には、「僕は友達も守れなかった」って書かれていたんですね。これが現実です。

傍観者は加害者と一緒だ、正義感がないのはだめだ、などといつまでも言っておりますと、その言葉が子どもたちを本当に追い詰めます。今のいじめの実状を知らない大人たちの無責任な発言である、と私は思っています。

【横田】

いじめの傍観者と言われる子どもも実は苦しんでいる。なぜ自分があの時に被害者を助けなかったのだろうと後になって苦しんでいるというケースも耳にします。それを考えると、傍観者は加害者と同罪であるという言い方は決してできないのであって、むしろ私たち大人が子どもたちを苦しみからいかにして解放できるのかという方法を考えなければならないという側面があるのかなということ、小森さんのお話を伺って感じました。

それでは、次に山口さんへの質問です。「山口さんはバスジャックの際、犯人の少年に気を送っていたというようなことをおっしゃられていました。それは祈りとかそういうことに通じることだと思いますが」というコメントなのですが、その時の心境と言いますか、どういうふうになってほしいと思っておられたのか説明していただけますか。

【山口】

そうですね。その少年の本来の心に戻ってほしいという気を送りつつ、やはり祈っていたのかな、と今の質問を受けて感じました。ありがとうございます。

【横田】

次も山口さんへの質問です。「『居場所』という言葉をお使いになったのですが、『居場所』というのは子どもたちにとって、具体的にどのような存在なのか、大人の自分にはよく分からないんですが、もう少し詳しく説明していただけますか」という質問ですが、いかがでしょうか。

【山口】

私は今、どこの自治体でも子どもたちの居場所が必要だなと思っています。それはなぜかと申しま

すと、子どもたちはいつも期待されているんですね。管理、監視されているという現状があるんじゃないかなと思いますけれども、皆さんはどう思われますか。幼稚園に入る前から塾に通わせたり、小中学校は私立を受けなさい、勉強しなさいといったような、そういう状況の中に子どもたちがいる。そういう状況下になくとも、幼い子を連れ去る事件⁸が起きることを考えると、やはり管理、監視しなければならないという状況に子育ての環境はあるのですね。長崎でも今から10年程前に中学生が幼い子を連れ去って殺害するという事件⁸がありました。管理、監視しなければいけない子育ての状況の中で、本来の子どもらしさ、自分が自分らしくいられる場所ってあるのかなと考えてしまうんですね。それは、本来、家庭にあるべきなのですが、親の方も忙しくて日々の生活に追われていて、子どもは本当の自分を受け入れてもらえず、一緒にいるという実感がなく、大人になってしまっているのではないかなと思うんですね。そういう状況がある中、たまたま不登校になった子どもがいたら、居場所（ハッピービパーク）においでということにしています。

ハッピービパークの概要をお話しますと、子どもが安心してのびのびと過ごせる居場所です。主体は子ども自身です。今子どもたちは主体的に生きているんだろうかという疑問があったことから、主体は子ども自身で、子どもが自らやりたいという気持ちを大切に、自分で決めること、自分で想像することを通じて、仲間作りを実践できる場を作って、実践しているところです。活動の中では、日々、様々な出来事があります。始めた当初は次々といろいろなことが起こって戸惑っていたんですけども、3～4年経過した頃からは逆にいろいろなことが起こる場だからいいなと思えるようになって、今も活動を続けております。

【横田】

今、山口さんが言われたことは、本日の皆さんのお話に共通する大事なことだと思います。ちょっと私の方から補足させていただきますと、山口さんがおっしゃられた大事な点は、今の子どもたちは自分たちがやるべきこと、やっていること、そして場合によっては将来やることまでもが、周りの大人が決めたことを押し付けられている。親から決められ、学校から決められ、要するに管理されている。自分のやっていること全部が誰かに監視されているという中で、子どもたちがやりきれなくなってしまって、不登校になったり、いじめに関わったり、いろいろな問題が起こってくる。そして、問題が起こると、親や先生は更なる管理としつけを強めてしまう傾向があります。つまり、押さえ付けることが足りなかったからもっとやろうと。しかし、実はそれが逆の悪い方向に向かってしまっているのではないか。山口さんがやられている居場所というのは、それとは違う場所を子どもに提供していると感じたのですが、その点についてはいかがでしょう。

【山口】

うまく答えられるか自信がないのですが、いつも周囲からの期待を受けながら、学校の成績を最優先にしか捉えてもらえないという子どもたちの現状があるということをお話ししました。不登校の子は別にしても、引き籠りの子どもたちは正にそういう状況に置かれている子が多いんですね。とても優秀なお子さんが多いんですよ。親は何も言っていないって言うけど、そういう親のメッセージ、学校のメッセージを背負い続けて、ある日突然、緊張の糸が切れるように引き籠らざるを得ない状況に陥ってしまう。“自分”を生きてこれなかった若者が多いなというのを親の会の活動の中で感じています。質問への答えになっていないかもしれませんが。

【横田】

いえいえ、そんなことはありません。私もそういう趣旨で理解しました。ありがとうございました。

8 長崎男児誘拐殺人事件：2003（平成15）年に、男子中学生が大型電気量販店にいた幼児を誘拐、連れ回し、暴行を加えた後、大型駐車場の屋上から突き落とし殺害した事件。

次は「本日はよいお話を伺わせていただき、ありがとうございました。不登校となった子どもにとって、学校そして教師はとても大きな存在であると思います、山口さんが学校や教師に一番訴えたいことはなんですか」という質問です。

【山口】

居場所に来る子どもたちは、取りあえず学校から距離を取りたいという意思表示ができたんですね。学校や先生方は、子どものことを思ってまた学校に戻したいっていう気持ちでいらっしゃると思うんですけども、そこは取り外さないといけないのかなと思います。でも、関係を、縁を断ち切って欲しくはないんですね。やはり子どもは学校に行かなければいけない、学校に行けば仲間がいるということは十分分かっています。しかし、その子どもが学校から撤退せざるを得なかったという状況の中で、もう一度、学校が、そして先生がやるべきことは、その子からの信頼を得ることしかないのかなと思います。そういう中で、先生としてではなく、人として、同じクラスの仲間として接する必要があると思います。子どもはなかなか会ってくれないかもしれませんし、時間も掛かるかもしれません。でも、そういうことを続けていると、“あっ、この先生なら大丈夫”と思った時に、実際に、先生と会えるようになった子がいます。そこまで、親子や、御家族の方と関係を続けていただいたら有り難いなと思うんですね。

うちも娘が小学5年生の時に不登校だったのですが、先生が何度も家まで足を運んでくださいました。私が、「先生が来られたけど、今日は会えそう？」と聞いて娘が「今日は会いたくない」と言ったときは、私は先生にお願いして、帰っていただきました。そんなことが続いたんですが、来続けてくださる先生で、とても有り難かったです。そして、ある時娘が先生と会って話ができました。休み始めて約1か月後に学校に戻りました。それが良い例とか悪い例ということではなくて、そういう例もあるということ聞いていただければと思います。

【横田】

今のお話ともちょっとつながるかもしれませんが、「バスジャックした少年の親は、少年が中学校に仕返しをしようとしているっていうことが分かった時に、少年を強制的に精神病院に入院させました。精神病院に入れないとすれば、どういう選択肢があると思いますか」という質問です。

【山口】

精神病院に入れるという選択もあっていいと思うんですよ。でも、そこに至るまでに、その子の同意があったのかということがとても重要な問題です。親も苦しんでいる、あなたも苦しんでいる、だから精神科のお医者さんにお手伝いしてもらおうよ、といったような会話があればよかったのではないかと思います。しかし実際は、警察が介入して半ば強制的に入院させられたということで、少年は非常に傷ついたと思うんですね。自分の人格を傷つけられたのではないのでしょうか。

御両親も、少年がいじめにあっていたことを御存じで、学校にも相談に行かれていたようなのです。しかし、その相談がうまくいかなかったようです。では、どこで誰が何をすればよかったんだろうと私なりに考えてみました。私は、親がどうすることもできないのであれば、学校の先生が彼の話聞いてくれればよかったのではないかと、そして精神病院に入院していたのであれば、精神科のお医者さんが彼の話きちんと聞いてくれればよかったのではないかと。周りの大人たちが誰も少年の話に耳を傾けなかった、何もできなかったということが、この事件の最大の問題なのではないかと思っています。

【横田】

ありがとうございました。次は、小森さんと山口さんに対して、そして主催者に対してのものでもあります。最初にパネリストの方に御意見をお伺いした上で、私の方の考えを御説明しようと思いますが、質問をちょっと読ませていただきますと、「子どもをいじめが原因で亡くした親と、子どもを虐

待してしまう親の話を同じステージでパネリストに話をさせることに違和感を持ちます。子どもをいじめで亡くした親も、子どもの悩みに気付くことができなかつた親と同列に論じることになりそうです。つまり、子どもの悩みに気付くことができなかつた親というのは、ある意味でネグレクトになるのではないか」というコメントをいただいています。このことについて、まず小森さん、次に山口さんに御意見を伺います。そして、その後に私の方から、主催者がどういう意図でこのシンポジウムを企画したのかということの説明させていただきます。

では、小森さんからお願いします。

【小森】

個人的な観点でしかお話できないんですけれども、私の娘の場合、いじめられていることは知っていました。ですので、学校に相談したり、相談センターに通ったり、病院に行って安定剤を飲んだりとか、いろいろなことをやっている中で、子どもが亡くなったのですね。それでは、私はなぜ娘を守ってやれなかつたのかというと、いじめへの対処方法を全く知らなかつたんです。いじめは、いじめている子が行為を止めてくれれば解決するのですけれども、私や学校の先生、周囲の大人たちは、いじめている子たちの行為を止めることができなかつたのですね。私がやっていたことは、いじめられている香澄に対してばかりいろいろなことをやっていたんですね。

そして、娘が亡くなった後、自分がやっていたことの間違いをたくさん知りました。それと同時に、いじめはなぜ起こるのだろうと考えた時に、虐待そして愛着障害というところに行き着きました。愛着障害という言葉は、聞いたことがある方が余りいらっしやらないかもしれません。いじめの加害者の子どもは、生きる証といった精神的なものを満足に与えてもらえなかつたのではないかと。そして、そういう子どもたちがいじめの加害者となっているのではないかと。いじめの原因として、虐待、そして愛着障害というところに行き着きました。ですから、私はいじめ自殺遺族ですが、常にオレンジリボンをつけています。虐待防止のバッジをつけて、虐待防止活動を展開されている方々としっかりつながって、これからも活動を続けていきたいと考えております。

本日のシンポジウムで、それぞれの立場で様々な活動を展開されておられる方々と同じステージに立たせていただいていることについて、私個人的には全く違和感はありません。一緒につながらなければならない人たちに、今日また新たに出会えたと感じています。

【横田】

ありがとうございました。それでは、山口さん、お願いします。

【山口】

虐待してしまう親の心理というのは、実は、私の中にもあります。これはバスジャック事件を起こした少年の両親だけの問題ではなく、私たちの誰の中にもあるものだと思います。そういった観点で、改めて自分を見つめ直すということは、とても大事なことであると考えます。親という立場で、私たちがここに登壇させていただいたのは、そういうことも含んでいるのかなと思っています。

【横田】

いじめや虐待が新聞等で報道される際には、誰が被害者で誰が加害者なのかが初めから色分けされています。しかし、問題を深く掘り下げると、実はそんなに簡単に色分けできなくて、先ほどの小森さんのお話にもありましたように、加害者である子どもも実は過去にいじめに遭っていた被害者だというデータもある。そういうことを含めて、非常に複雑な状況にあるのですね。それから、ネグレクト、あるいはいじめにおける傍観者も実は悩んでいて、それがまた自分の苦しみとなって、精神的に追い詰められる人もいます。単純に、悪い子、良い子といったように、善悪のカテゴリーで分けられないということが、この問題の背後にあるというのが、今日のお話で分かりました。そういう意味で、

お子さんをいじめによる自殺で亡くされたという御立場、そして子どもへの虐待について活動されている御立場の両方の方に御登壇いただいて、それぞれの立場のお話が伺えたということは、私にとっては、非常に参考になりました。いじめや虐待も、複雑な背景がある場合もあり、そう簡単に良し悪しを決められないというお話を伺えたというのが、このシンポジウムを企画した側の立場としての印象です。

そして、このことは、吉田さんや菅原さんの御専門とも関わってくるのではないかと思います。裁判では、誰が被害者で誰が加害者なのかを法律に基づいて判断してしまうのですが、現場では実は簡単には定義できないという問題も抱えておられるかと思えます。その辺りのことについて、お一人ずつ、2～3分程度でコメントしていただけますか。

【吉田】

正に問題はそこなんです。世の中の人、虐待されている子どもは気の毒だと言います。でも、その子どもが大きくなって街の中をふらふらしたり、ちょっと悪いことをしたりすると、けしからん、あの子どもたちをなんとかしろ、となる。コンビニの前で溜まっている子どもたちは目障りだということになってしまうのです。では、なぜその子どもたちはコンビニの前に居るのかというと、家には居られないんです。家に居れば暴力を受けたり、性虐待を受けたり、親が食事も与えてくれないといったようなことがあるかもしれない。その子どもたちが、生き延びるためにコンビニで万引きしているかもしれないんです。そうした子どもたちを一概に責めることができるのでしょうか。

虐待の被害を受けた子どもは、例えば、人格障害になったり、リストカットをしたり、場合によっては自らの命を絶ってしまう。これらと同様に、その現れの一つが非行なんです。これを切り離しては考えられません。だから、そういう状況になる前に、子どもたちの居場所が必要なんです。家に居られない子ども、学校で先生に相談できない子どもが、親でも先生でもない第三者の方に受け止めてもらえるようなそういう場所が必要なんです。それが今、足りないんです。

小さな子どもを保育園や幼稚園で受け入れてもらっているということはあるのですが、小学校の高学年、中学生が自分が自分らしく居られるような場所をどうやって作っていくのか。そして、行政がそれを十分に提供できない状況の中で、今、NPOをはじめとする民間がそうした場を様々な形で提供しているというのが実情であると思えます。

【横田】

それでは、菅原さん、お願いします。

【菅原】

私のレジュメに「スポーツ少年団における安全確保のための6つの指針」というのを掲げてあります。先ほど1番目に『子どもにスポーツルールを守ることを教えよう』とお話したのですが、今のような問題についていつも私が申し上げるのは、指針の3番目の『危険を感じたらすぐに安全対策に立ち上がろう』という言い方でまとめているんです。小さな子どもの場合、誰が被害者、加害者になるのか分からない。これは、医療事故の場合でも、今問題になっているJR北海道の事故や不祥事⁹についても同じだと思うんですが、大きな事故が起きる前には、たくさんの「ヒヤリハット」があるわけです。小さな問題が必ず起こっている。小さな問題の時に、誰かが気付いて、まず自ら立ち上がる必要がある。スポーツ少年団の指導者には、子どもたちの中で小さな危険を見つけた時にまず立ち上がってというのが、この指針の3番目なんです。リスクマネジメント、危機管理の根本というのは、小さな危険に誰かが先に目を留める、小さな火種のうちに消し、チームワークを使ってお互いに共有していく、

9 2013（平成25）年4月以降、JR北海道において、特急列車の発火事故や貨物列車の脱線事故、運転士によるATS（自動列車停止装置）の破壊、レールの検査データの改ざんが発覚するなど、事故や不祥事が相次いだ。国土交通省による保安監査が2度にわたって実施され、同社に対して緊急の改善指示が出される事態となった。

そのことによって、大きな危険をできるだけ排除していこうではないかと、これがスポーツ少年団の考えた一つの原理なんですね。

弁護士の発想から言ってしまうと、被害者、加害者というのは大事なもののなのですが、私は自覚をしながら、被害者、加害者を見付ける前に、まずは小さな危険を取り除こうじゃないか、ということなんです。

【横田】

ありがとうございました。最後に、「戦争は最大の差別、いじめであるということについて、どう思われますか」という質問です。これについては、私の方から回答させていただきます。

結論から言いますと、それはその通りです。戦争というのは敵を想定して、その敵を徹底的に差別し、場合によると敵を殲滅する、殺す、危害を加えるわけです。その意味では、戦争というのはやっぱり、我々が日常生活の中で、社会のルールを守って人に優しくしましょう、親切にしましょう、いじめをなくしましょうと言っている話とは全く違った次元で事が起こるのですね。国際社会においても、日本一国で解決できないので、いろいろな国と一緒にになって国連のような場で、議論が続いています。したがって戦争はやめるのが一番いいのですが、残念なことに、まだ戦争がなくなる状況にはありません。戦争をやめるためのいろいろな工夫がなされて、仕組みも作られて、国連の場でそれが進展しておりますけれども、残念なことに、まだ戦争はなくなる。この問題は、私たちにとって、大きな課題として課せられています。私の専門分野の国際法、関連分野の国際政治学、そして国にとっては、外務省を含む外交の問題として、国としても取り組んでいる問題ですので、今後の課題として、心に留めていただきたいと思います。

ちょうど時間になりましたので、以上をもちまして今日のシンポジウムを終了させていただきます。会場の皆さん、御静聴ありがとうございました。

*このシンポジウムの「パネルディスカッション」の様子は、動画共有サイトYouTubeの「人権チャンネル」にて視聴可能です。

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

●関連情報

*特定非営利活動法人ジェントルハートプロジェクト

<http://npo-ghp.or.jp/>

*滋賀県いじめ対策研究チーム会議 最終報告書 ～いじめ問題の本質について～

<http://www.pref.shiga.lg.jp/edu/gakko/seitoshidou/ma05/ijime/files/2013-11-11.pdf>

*文部科学省 いじめ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

*文部科学省 いじめ問題への文部科学省の取り組み

<http://www.mext.go.jp/ijime/>

*文部科学省 いじめ問題に関する取組事例集について

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07022615.htm

*キーストーン法律事務所

<http://www.keystone-law.jp/>

*公益財団法人日本体育協会 国民体育大会

<http://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid/62/Default.aspx>

* 国立スポーツ科学センター 倫理審査委員会

http://www.jpnsport.go.jp/jiss/gaiyou/gaiyou/iinkai/iinkai_rinri/tabid/163/default.aspx

* 弁護士菅原哲朗 Web Site

<http://stlo.jp/>

* 弁護士 菅原哲朗 ツイッター

<https://twitter.com/ted04sugawara>

* 親の会「ほっとケーキ」

http://www1.bbq.jp/hp_hotcake/

* 子どもの居場所「ハッピービバーク」

http://www1.bbq.jp/hp_hotcake/hb/

* 駿河台大学 教員紹介

<http://faculty.surugadai.ac.jp/sudhp/KgApp?kyoinId=ymemoryoiggy>

* 特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク

<http://www.orangeribbon.jp/zenkokunet/>

* 吉田恒雄 フェイスブック

<https://ja-jp.facebook.com/tsuneo.yoshida.90>